

# ハラスメントの法律と実務

2020年6月、労働施策総合推進法の改正によりパワハラ対策が法制化され、職場におけるパワハラ防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。悪質な場合は企業名の公表も検討されており、コンプライアンス違反は企業にとって致命的なダメージとなります。本講座では、パワハラ・セクハラ・マタハラなどハラスメント全般に関する基礎知識から、法改正の概要、ハラスメント対策に至るまで、分かりやすく解説いたします。

## 開催日時等

日 時	2020年6月3日(水) 15時00分～17時00分
場 所	千葉県経営者会館 4階403研修室(千葉市中央区千葉港4-3)
内 容	<b>【内容】</b> 1. ハラスメントの基礎知識(類型と種類、企業に与える影響) 2. ハラスメントに係る法律と近年の法改正(労働者施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等) 3. 事例紹介(裁判事例を中心に) 4. ハラスメント防止に向けてすべきこと
講 師	<b>【講師】</b> けやき総合法律事務所 弁護士 柿田 徳宏 氏(左) 弁護士 鳩貝 滋 氏(右)
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者
参加費	会員 無料 非会員 3,000円(消費税別)



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛Faxください。締切は5月27日(水)です。

○お問合せ先 (一社)千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158

Eメール: [unom@chibakeikyo.jp](mailto:unom@chibakeikyo.jp)

FAX: 043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	ハラスメントの法律と実務		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			